

# 平成 29 年度 奄美市プレミアム商品券加盟店取り扱い規約

奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会

## （発行の種類）

第 1 条 平成 29 年度に発行するプレミアム商品券の名称は、「ほーらしゃ券」とする。

## （使用期間）

第 2 条 商品券を加盟店で使用できる期間は、平成 29 年 10 月 30 日（月）から平成 30 年 3 月 18 日（日）までとする。

## （換金期限）

第 3 条 商品券を指定金融機関で換金できる期間は、平成 29 年 10 月 31 日（火）から平成 30 年 3 月 23 日（金）までとする。

2 第 1 項の期間を過ぎた後は、換金することができない。

## （加盟できる要件）

第 4 条 プレミアム商品券の登録加盟店舗として登録できる要件は、奄美市内に本社を置く事業所または実行委員会が地域経済活性化のため必要と認められる事業所とする。

## （加盟店の責務）

第 5 条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）換金性の高いもの（印紙・切手・はがき・プリペイドカード・オープンチケット等）の販売を行ってはならない。
- （2）商品等の仕入目的による購入及び利用を行ってはならない。
- （3）使用された商品券については、速やかに裏面に座版等を用いて事業所名を記入するものとし、他加盟店で使用するなど、使いまわしを行ってはならない。
- （4）使用された商品券については、指定金融機関に持ち込むまでの間、加盟店の責任において負担しなければならない。
- （5）加盟店は、換金を行うにあたり換金手数料として 2%（500 円券 1 枚につき 10 円）を負担しなければならない。

## （換金の方法）

第 6 条 使用された商品券については、指定金融機関に共通商品券換金券申込書を添えて、直接持ち込むこととする。また、共通商品券換金申込書には、加盟店の負担において印紙を貼付しなければならない。

2 指定金融機関は、奄美大島信用金庫及び奄美信用組合の本支店とする。

3 指定金融機関から加盟店口座への振り込みについては、第 1 項の持ち込んだ日から 3 営業日以内とする。なお、年末の振り込みについては、12 月 25 日までに持ち込んだ分について、12 月 29 日の振り込みとする。

4 前項の規定にかかわらず、実行委員会が必要と認めた場合は、実行委員会に直接換金を申し込むことができる。